

# 教員としての第一歩を 踏み出す皆さんへ

～サービスの理解に向けて～



エピソードⅠ 個人情報の取扱い P2

エピソードⅡ 児童・生徒への指導の仕方 P9

エピソードⅢ 児童・生徒とのコミュニケーション P16

小学校三年生の  
担任A先生

朝の会

おはようございます  
みなさん保健調査票を  
教卓に提出して  
ください！



はい！



保健調査票とは……？

保健調査票には、氏名、生年月日、血液型、既往歴、アレルギーの有無、常用薬及びかかりつけの病院等の情報が記載されています。

保健調査票は、進級の際等に、一度家庭に返却し、加除訂正をしてもらい、再度、学校で回収し、1年間保健室等に保管します。

児童・生徒の体調が悪くなったり、けがをしたりした際に、使用します。



一週間後  
養護教諭から…

先生のクラスの  
調査票は集まり  
ましたか？

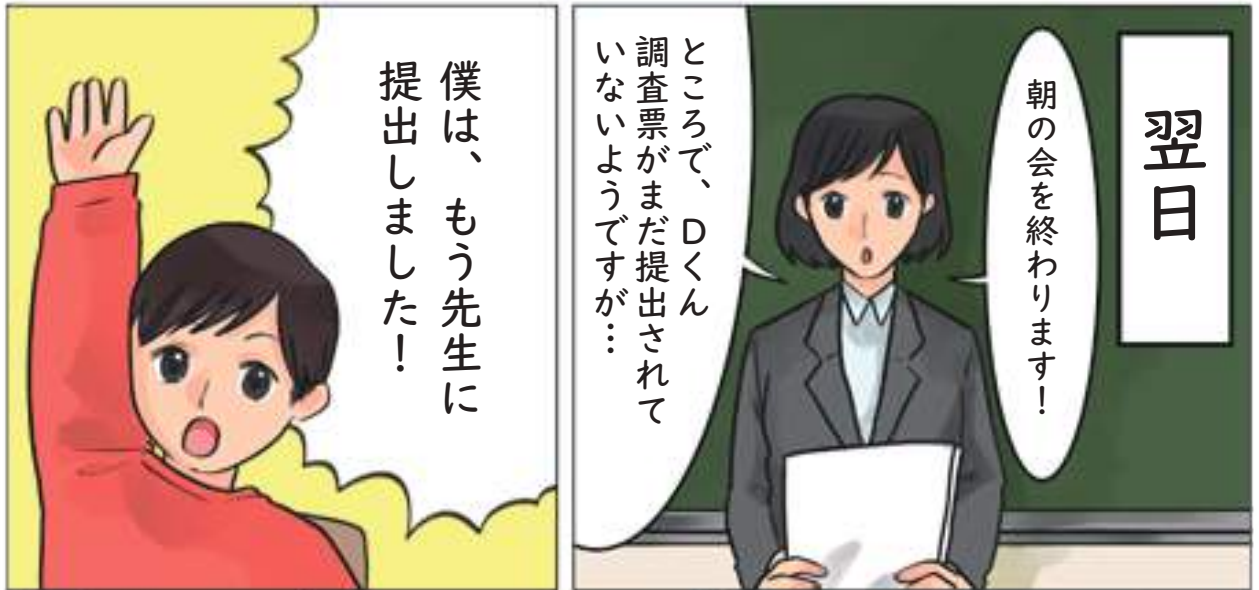
なるべく早く  
提出を  
してください

すみません！  
持って行きます！

教室…！！

ない…  
どこに  
置いたかな？







結局、A先生は、Dくんの保健調査票を見つけることができませんでした。

# 個人情報の取扱いについて

## 個人情報の適切な管理等

児童・生徒等の個人情報を含む書類や電子データを、許可なく学校から持ち出してはいけません。児童・生徒等の個人情報が記載された書類の整理・保管等を徹底しましょう。

「使命を全うする！ ～教職員の服務に関するガイドライン～」  
(平成29年5月 東京都教育委員会) から

児童・生徒等の個人情報を紛失することは、学校教育への信用を失うことにつながります。

では、A先生は、何に気を付ければよかったですのでしょうか？

### 1 個人情報が記載された書類を集める際には…

- ① 他者に見られるような状態で回収したり、誰が提出したのか分からないような状態で回収したりしないようにしましょう。
- ② 一斉に教卓等に提出させるようなことはしてはいけません。出席番号順や座席の列ごとに回収しましょう。
- ③ 名簿等を用意し、提出状況をチェックしましょう。

### 2 個人情報を保管する際には…

- ① 個人情報は、各学校又は各区市町村教育委員会が定めた個人情報取扱基準により、保管方法等が決められています。自分の所属する学校の基準を必ず確認しましょう。
- ② 個人情報を教室等に置いたままにしたり、他人から見える状態のままにしたりせず、基準にのっとって保管しましょう。
- ③ 保健調査票のように機密性の高い個人情報は、保管庫等に施錠して保管しましょう。

## ～ここがポイント～

机上や引き出しの中の整理整頓を心掛け、個人情報の受渡しをする際には、手渡しすることを原則としましょう。

複数の書類を一度に回収したり、欠席者がいることを記録せずに回収したりすると、紛失のおそれがあるので、受け取る際には、枚数や名前等をすぐに確認し、名簿等に提出状況をチェックしましょう。



## エピソードⅡ 児童・生徒への指導の仕方

夢だった教師になり、  
中学校で数学を教える  
ことになったB先生

指導教諭の先生の授業を参観  
したけど、生徒が集中しながら  
主体的に取り組んでいて  
すごいなあ

僕もこれから  
生徒たちのために  
がんばろう

グループ  
ワークでも、  
私語が少なく  
課題に集中  
して取り  
組んでいた

一方…

どうしたら

僕の授業は  
ざわつきが多いから、  
改善しなくては…

あの先生のような  
授業ができるだろうか



昼の清掃時間

清掃中なのに話しているな…

おい、そこ

何ですか？

きちんと掃除をするように

はい

またか…

それでさー

厳しさが足りないのかな

はあ

五時間目

カラカラカラ



そして五月…

静かにしなさい！

席に座ってー

GWが明けてから  
チャイム着席もせず  
おしゃべりをする  
生徒が増えた。

！んんんんん

授業を始めます  
席に着いて

指示を  
聞かせるためには  
大きな声で注意することも  
必要だな

それ以降、  
大きな声で注意する  
ことが増えていった…

数日後、  
いつにも増して  
生徒の私語が目立ち、  
課題に取り組まない  
姿が見られた。



今は授業中だろ

やることを  
やれよ!



うるせえぞ!

私語をやめろ!

お前らいざけんな!

何度言えば分かるんだ!

分からないなら、  
教室から出ていけ!



# 児童・生徒への指導の仕方について

## 体罰等の禁止

児童・生徒等に対する体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等を行ってはいけません。

「使命を全うする！ ～教職員のサービスに関するガイドライン～」  
(平成29年5月 東京都教育委員会) から

児童・生徒等に対して、体罰等を行うことは、教員として許されません。

では、B先生は、何に気を付ければよかったのでしょうか？

### 1 児童・生徒の指導においては…

- ① 体罰は、学校教育法で禁止されており、体罰を行うことは違法行為となります。児童・生徒への指導は、体罰に頼ることなく、粘り強く指導しましょう。
- ② 一人で悩まず、学年や生活指導の先生、管理職等へ相談し、組織で対応しましょう。
- ③ 児童・生徒一人一人の特性を理解し、分かりやすく言葉で伝える力を高めましょう。

### 2 体罰等を起こさないために…

- ① 学校では様々な研修を行っています。体罰関連行為について学ぶ機会もあります。正しく理解して適切な指導を行いましょう。
- ② 教科書を床にたたきつける、机を蹴る等は、威嚇に当たり、不適切な指導です。
- ③ 「分からないなら、教室から出ていけ」という発言は、児童・生徒に不快感を与えるだけでなく、精神的苦痛を与えます。
- ④ 「死ぬ」「殺す」「消えろ」という人格を否定するような発言は、暴言に当たり、児童・生徒に恐怖感、侮辱感等の精神的苦痛を与えます。
- ⑤ 授業を受けさせない、学習用具を没収する等、児童・生徒の学習の機会を奪う行為は、厳に慎みましよう。

### ～ここがポイント～

児童・生徒への指導は容易なものではありません。指導力の優れた先輩も、なかなかうまくいかないことを経験し、それを乗り越えて、現在に至っています。

自分の感情をコントロールする方法を身に付けるとともに、困難な児童・生徒の問題行動に対しては、周りの教員に相談し、複数で対応していきましょう。

# エピソードⅢ 児童・生徒とのコミュニケーション



今日の授業で  
分からないところが  
あったので教えてください

私は高校で英語を  
教えています。

C先生!



彼女は一年二組のE子さん  
よく質問をしに来る生徒です。

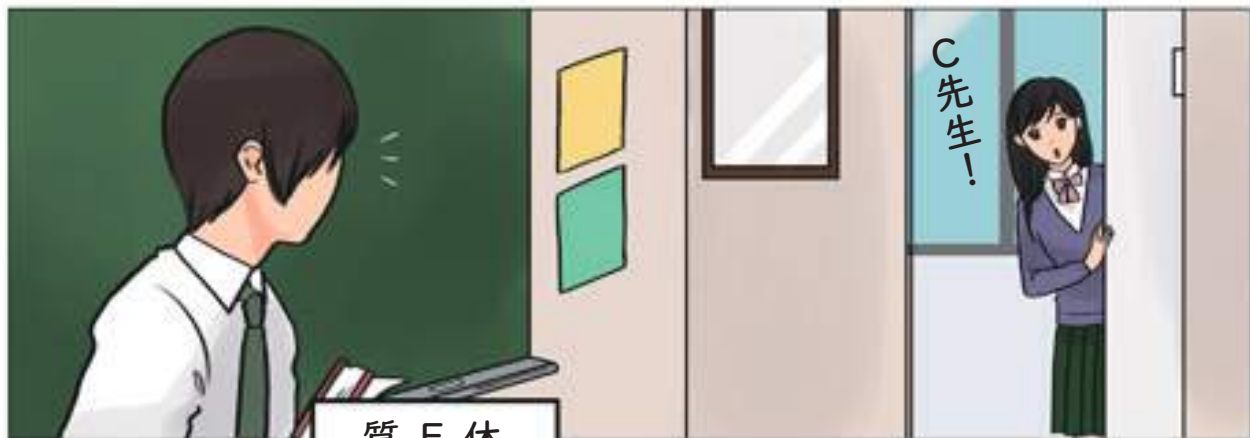
それは、  
よかったです!  
分かりました!  
ありがとうございます



はい!

分からないことが  
あったら、質問に  
来てください





C先生!



休み時間も放課後も  
E子さんは熱心に  
質問にきました。

ここは

こうなって



じゃあ休みの日に  
メールで聞いても  
いいですか？



これからも

積極的に  
質問して  
くださいね

校長先生

生徒との私的な  
メール、SNS等の  
やり取りは  
行ってはいけません

生徒とのメールのやり取りは  
いけないよな…

まあ、  
勉強のことだし、  
いいか

ありがとう  
ございます！

他の生徒には  
内緒ですよ

しかし、  
メールの  
やり取りをして  
いくうちに…

先生、聞いてもらって  
いいですか？

E子

どうしました、E子さん？

最近、友人関係で  
悩んでいて…

E子



そういえば  
E子さんは  
最近一人でいる  
ことが多いな…



E子さんが心配だから、  
メールで相談に  
のってあげよう

よければ相談にのるよ

お願いします

どんな事？

最近グループに入れなくて

E子

けんかでもした？

実は…

その件以降、  
私的な内容の  
メールが  
増えていった。

今日はまだ  
メールが  
来ないな

E子さんからの  
メールまだかな



おっ  
来た来た



先生、休日は  
何してますか？  
15:30

E子  
E子



こうして、  
やり取りは  
回数も増え、  
勤務時間中や  
深夜にも行う  
ようになって  
いった。

「家にいるよ」  
と送信





# 児童・生徒とのコミュニケーションについて

## 私的なメール、SNS 等の禁止

携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等を、児童・生徒等との私的連絡の手段に使用してはいけません。

「使命を全うする！ ～教職員の服務に関するガイドライン～」  
(平成29年5月 東京都教育委員会) から

児童・生徒等との私的な連絡のために、安易な考えでメール、SNS 等を通じたやり取りを行うことは、重大な事態を招く場合があります。

では、C先生は、何に気を付ければよかったのでしょうか？

### 1 児童・生徒等からメールアドレス等を教えてほしいと言われた際には…

- ① 学習や部活動に関わる連絡の必要が生じた場合であっても、安易に教えないようにしましょう。
- ② 個人で判断せず、必ず管理職に相談しましょう。
- ③ 部活動における使用等、学校によって取扱いのルールが決まっていることがあります。所属する学校の決まりを確認しましょう。

### 2 許可を得てメール、SNS 等のやり取りをする際には…

- ① 私的な内容のメール、SNS 等のやり取りをしてはいけません。
- ② メール等を送信する場合には、CC を使って、管理職が内容を確認できるようにしましょう。
- ③ 保護者や児童・生徒に対して、方法やルールについて、明確にしておきましょう。

### 3 私的なメール、SNS 等のやり取りを重ねると…

- ① 特定の児童・生徒とのやり取りが、他の児童・生徒からのあらぬ誤解や噂を招いたり、不公平感につながったりすることがあります。
- ② 受信者に性的な不快感や嫌悪感を与えた場合には、セクシュアル・ハラスメントに当たります。
- ③ 教員が立場を見失い、児童・生徒又は保護者と不適切な関係に陥る重大な事態も発生しています。

## ～ここがポイント～

私的なメール、SNS 等のやり取りが、多くのセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為等のきっかけとなっています。メール、SNS 等は便利なツールですが、利用するには十分に気を付けましょう。

# 自覚と責任のある行動を

## 飲酒の際に…



## 公共の場所で…



## 出勤の際に…



## 「自覚と責任のある行動を」の解説

### 「出勤の際に…」

- ・ 教員である前に、社会人としてのルールやマナーをきちんと身に付けておく必要があります。
- ・ 服装だけでなく、言葉遣い、挨拶等、基本的なことに注意しましょう。
- ・ 届け出た通勤方法及び通勤手段で通勤することが定められています。やむを得ない事情で届出と異なる通勤手段を用いる場合は、必ず事前に管理職に届け出て、許可を得ましょう。



### 「公共の場所で…」

- ・ 公務員には、職務上知り得た情報について、守秘義務が課せられます。公共の場所や公衆の面前で、児童・生徒、保護者や家庭、学校の話題等について話してはいけません。個人情報を漏えいすること等がないように、十分に注意しましょう。



### 「飲酒の際に…」

- ・ 適切な飲酒量を心掛け、セクシュアル・ハラスメント等を行わないようにしましょう。
- ・ 放置してあるからといって、自分のものではない自転車に乗って帰ってはいけません（占有離脱物横領等に当たります。）。
- ・ 飲酒後に、占有離脱物横領、暴力行為、電車内における痴漢行為等が発生している場合もあります。
- ・ お酒を飲んでいても、常に教員としての自覚と責任をもちましょう。



## 教員としての第一歩を踏み出す皆さんへ

教員は、児童・生徒等の成長に大きな影響を与えることから、専門的知識はもとより、豊かな人間性と使命感が求められます。その職責を十分に理解し、倫理観や規範意識等をより一層高めていくことが必要です。

各学校での皆さんの活躍に期待しています。

問い合わせ先

東京都教育庁人事部職員課

☎03-5320-6798

「使命を全うする！ ～教職員のサービスに関するガイドライン～」については、右のQRコード又は下記URLを御参照ください。

[http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/press\\_release/2017/files/release20170525\\_01/03\\_guideline.pdf](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/press_release/2017/files/release20170525_01/03_guideline.pdf)

